

災害時における物資の保管および
電力供給等に関する協定

函 館 市

北冷蔵株式会社



災害時における物資の保管および電力供給等に関する協定

函館市（以下「甲」という。）と北冷蔵株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して、円滑な被災者支援を行うために、「函館市と民間団体等の防災協定締結に関する基本指針」に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

（要請する業務）

第3条 甲が乙に要請する業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙が所有する施設で物資を保管（必要に応じ冷凍・冷蔵）することや物資の仕分け
- (2) 前号について、乙のみでの対応が困難と判断した場合には、乙より連携事業者へ協力を要請する
- (3) 乙が所有する非常用電源からの電力供給や非常用電源車両の貸し出し
- (4) 乙より物流専門家の派遣を要請する
- (5) その他甲が必要と認める業務

（要請の実施）

第4条 この協定に定める災害時の要請は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、その本部の決定に基づき実施するものとする。

（要請の手続）

第5条 甲は、業務を要請する場合、別記第1号様式の災害時業務協力要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。

2 前項による要請書の提出が困難な場合は、口頭で要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（業務の実施）

第6条 乙は、甲の要請に基づく業務を実施する場合、やむを得ない事情がない限り、甲以外の依頼による業務に優先して実施するものとする。

2 乙は、業務の公益性を考慮し、次の各号の事項に留意するものとする。

- (1) 地域住民、特に被災者に配慮した適切な方法で実施すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、法令遵守および個人情報保護を徹底すること。
- (3) 業務の実施に際し、疑義が生じた場合は、独自に判断せず、甲の指示を仰ぐこと。

3 第3条第1項第2号の実施にあたり、他の機関などとの調整が必要となった場合は、原則として、甲が行うものとする。

4 物資の寄託者は甲とし、物資の入庫及び出庫の手続きは乙の定める方法に基づ

き行うものとする。

(業務報告)

第7条 乙は、業務が完了した場合、別記第2号様式の災害時協力業務実施報告書(以下「報告書」という。)を甲に提出するものとする。

2 前項による報告書には、甲が別に指示する資料を添付しなければならない。

(費用負担等)

第8条 乙が実施した第3条の業務にかかる費用は、甲が負担するものとし、それ以外の要請に基づかない業務にかかる費用は、乙が負担する。

2 甲が負担する費用の価格は、乙が営業倉庫事業者として国に届けている料金を基準に、甲、乙協議して決定する。

3 第3条第1項第2号による要請が行われた場合については、乙は前項の協議を行うにあたり、その要請を受けた事業者の同意を得なければならない。

4 甲が負担する費用の請求および支払いの手続きは、甲が定める方法により、速やかに行うものとする。

(体制の構築)

第9条 乙は、甲が要請する業務を、迅速かつ円滑に実施できるよう、非常時の体制を構築し、平常時から、業務に従事する者等に十分な周知を図るものとする。

2 乙は、前項の体制について、次の各号の書類を作成し、甲に提出するものとする。

(1) 非常時の連絡網

(2) 非常時の人員体制

(3) 業務の実施に必要な設備、資機材の保有状況

(4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、構築された体制がさらに強化されるよう、訓練や研修等に努めるとともに、業務に従事する者に対し、防災に関する資格の取得を推奨し、支援するよう努めるものとする。

(地域との連携)

第10条 乙は、業務を迅速かつ円滑に実施するためには、地域住民との密接な連携、情報共有、信頼関係の醸成が重要であることを認識し、平常時においては、甲および自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動へ積極的に参加するよう努めるものとする。

(損害の負担)

第11条 乙が実施した第3条の業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第12条 乙が実施した第3条の業務に従事した者が、その業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、乙の使用者責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この協定の実施に関する連絡責任者は、別途相互に通知するものとする。

(配慮事項)

第14条 乙は、甲からの要請業務の実施に支障がない範囲で、地域住民および自

主防災組織等と連携して、災害等に関する情報の収集および提供、救助救出活動、初期消火活動、避難誘導などの実施に努めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年10月2日

甲 函館市

函館市長

大 泉

潤

乙 函館市港町2丁目14番28号

北冷蔵株式会社

代表取締役社長 西 川 公 人





別記第2号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

災害時協力業務実施報告書

函館市長 様

北冷蔵株式会社
代表取締役社長 ⑩

災害時における物資の保管および電力供給等に関する協定第7条の規定に基づき、
次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

担当者 所属・職・氏名 電話番号	職名 氏名 電話番号			
要請内容 (第3条第1項関係)				
保管物資	種類	規格	数量	備考
保管・提供場所	施設名	所在地	電話番号	担当者
業務実施期間				
備考				



災害時業務協力要請書

北冷蔵株式会社
代表取締役社長

様

函館市長

印

災害時における物資の保管および電力供給等に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 所属・職・氏名 電話番号	部 課 職 名 氏 名 電話番号			
要 請 日 時	令和 年 月 日（曜日） 時 分頃			
要請内容 (第3条第1項関係)				
要 請 理 由				
保管物資	種 類	規 格	数 量	備 考
保管・提供場所	施設名	所在地	電話番号	担当者
要請期間				
備 考				